

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二号

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ア中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号イ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第五条の四第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第八条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。